

生活保護法等指定 助産機関・施術機関 指定 申請書

生活保護法に規定される指定助産機関・施術機関の指定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく中国残留邦人等に対する医療支援給付の指定申請も兼ねます)を受けたいので、次のとおり申請します。

助産師又は施術者 氏名	(フリガナ)
生 年 月 日	年 月 日
助産師又は施術者 住 所	〒 -
	TEL () -
開設している(勤務してい る)助産所又は施術所の 名称	(フリガナ)
	〒 -
開設している(勤務してい る)助産所又は施術所の 所在地	所在地
	TEL () -
開設者・従事者の別	開設者 ・ 従事者
業 務 の 種 類	助産 ・ あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゅう ・ 柔道整復
生活保護法第55条第2項に おいて準用する同法第49条 の2第2項各号(第1号、第4号 ただし書、第7号及び第9号を 除く。)に該当しない旨の誓約 (必須項目)	生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、 第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定に該当しないことを誓約しま す。 <チェック欄> <div style="text-align: right;"><input type="checkbox"/></div>

年 月 日

千葉県知事様

<助産師又は施術者の住所及び氏名>

〒 -

住所:

氏名:

注意事項

- 1 この書類は、都道府県知事に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。

※提出先について

- ①開設者の場合・・・開設する施術所の所在地が県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く。)の場合は千葉県へ提出。
 - ②従事者の場合・・・指定を受けようとする助産師又は施術者の住所地が県内(千葉市、船橋市及び柏市を除く。)の場合は千葉県へ提出。
- 2 申請する場合は生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約にチェックを入れ、指定を受けようとするすべての業務の種類の免許証の写しを必ず添付してください。
 - 3 指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「開設者・従事者の別」は、
 - ①開設者・・・助産師又は施術者本人が助産所又は施術所を開設している場合は「開設者」に○をつけてください。
このとき、個人開設か法人開設かは問いません。(法人の場合は代表者)
 - ②従事者・・・開設者以外の方(雇用されている方)は、従事者に○をつけてください。
- 5 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)に該当しない旨の誓約」について、チェックを入れてください。
※当該規定に該当する若しくは誓約がされない場合は指定を行うことができません。

第四十九条の二

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。

五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第五十五条

2 第四十九条の二第一項、第二項(第一号、第四号ただし書、第七号及び第九号を除く。)及び第三項の規定は、前項の指定について、第五十条、第五十条の二、第五十一条(第二項第四号、第六号ただし書及び第十号を除く。)及び第五十四条の規定は、前項の規定により指定を受けた助産師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同項第四号中「者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）」とあるのは「者」と、同条第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「医療機関(以下「指定医療機関」とあるのは「助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条の二中「指定医療機関は」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関は」と、「指定医療機関の」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関の」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第一号から第三号まで及び第五号中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第六号中「指定医療機関の開設者又は従業者」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、同項第七号から第九号までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定助産機関又は指定施術機関」と、第五十四条第一項中「都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。))」とあり、及び「指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。))」とあるのは「指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 7 <助産師又は施術者の住所及び氏名>は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所及び氏名を記載してください。
- 8 生活保護法による指定日は、原則、毎月20日までに県又は所在地を管轄する福祉事務所が受け付けた月の1日からとなります。20日以降に受け付けた申請は翌月の1日になります。
※指定希望日がありましたら、用紙余白等にご記入ください。